

亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第26号

亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年亀山市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の170」の次に「」と、「100分の125」とあるのは「100分の165」を加える。

第2条 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の170」と、「100分の125」とあるのは「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。